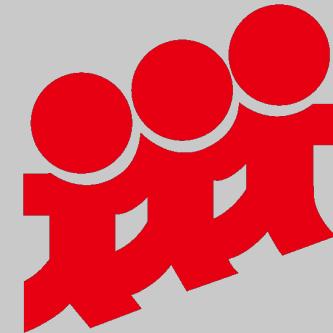


# 暴力団等の不当要求に関するアンケート結果

(令和7年中調査結果)



暴力団追放「三ない運動」+1の推進

- ・暴力団を利用しない
- ・暴力団を恐れない
- ・暴力団に金を出さない
- +暴力団と交際しない

# はじめに

本資料は、暴力団等反社会勢力による不当な要求等の現状を把握し、今後の諸活動をより効果的に行うために、公務所や各事業所等を対象に、不当要求の実態、警察や暴力追放運動推進センターに対する要望等について、アンケート調査した結果を取りまとめたものです。

ご多用の中、調査に快くご協力いただきました関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

## 1 アンケート調査の概要

- 令和7年中に当センターが開催した不当要求防止のための責任者講習や研修会において、出席した県内各事業所の不当要求防止責任者等の皆さんにアンケートの協力を依頼しました。

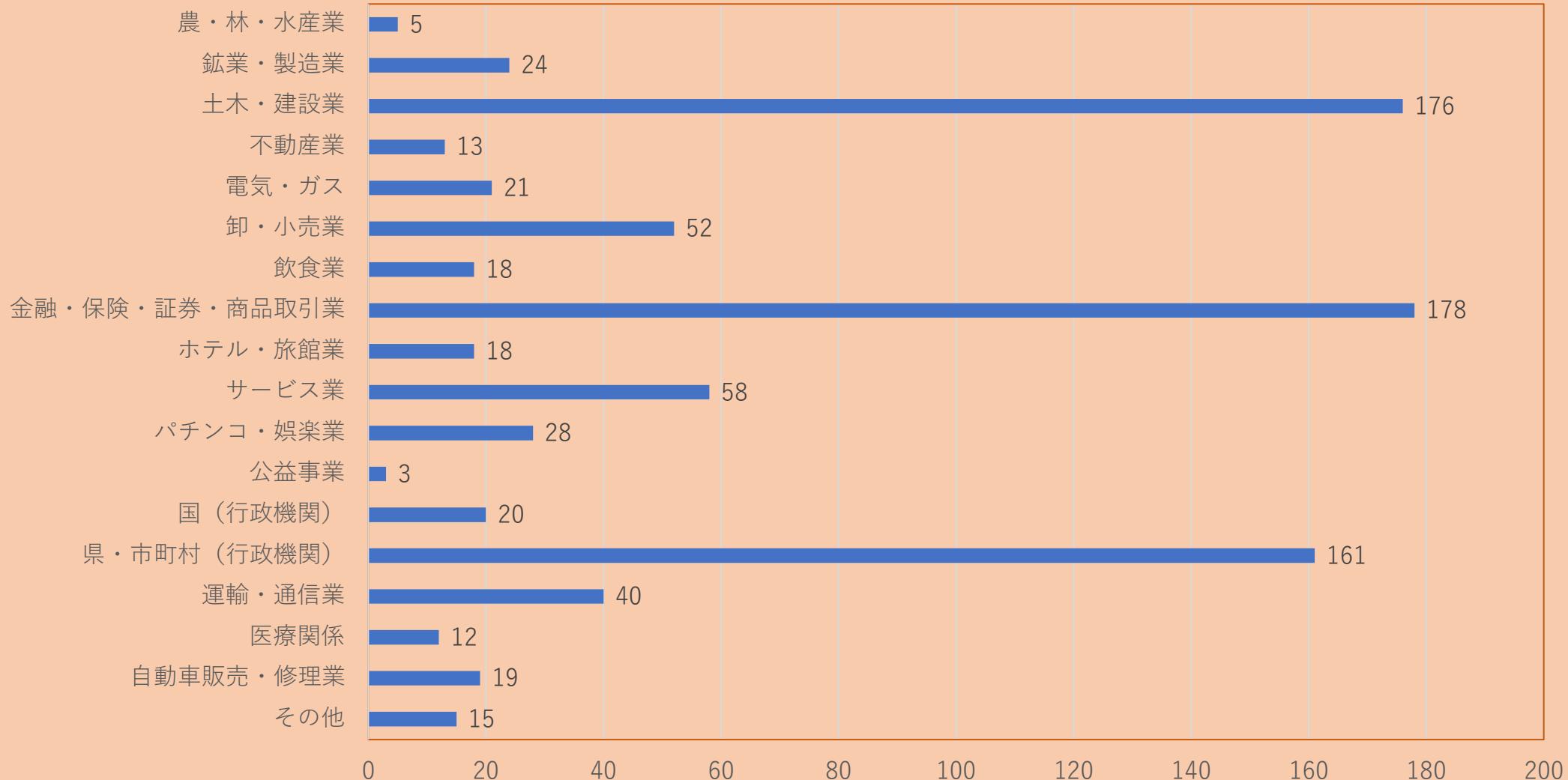
## 2 アンケート調査結果の概要

- 講習会等には、887人の方が出席し、そのうち866人の方から回答が得られました。
- アンケート調査の集計結果は、次ページ以降に記載のとおりです。

問1 貴団体の営業種別は、次のどれに該当しますか。

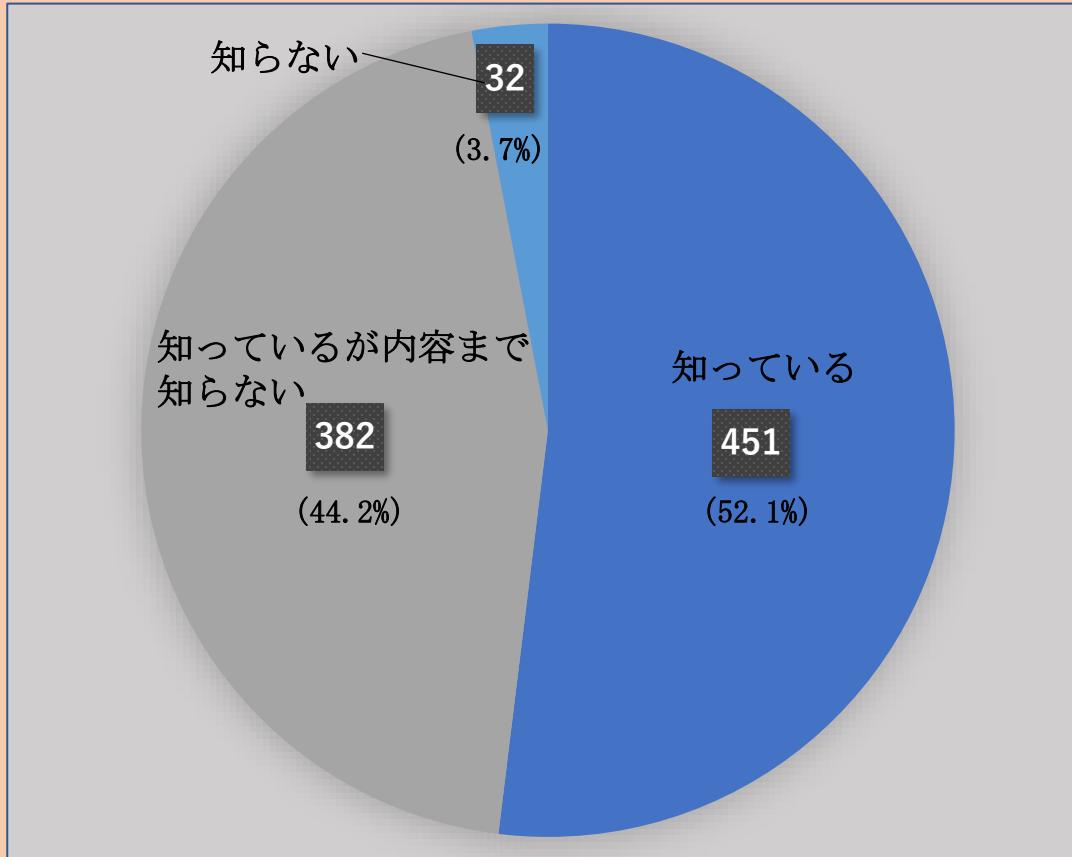
回答総数：861

回答件数



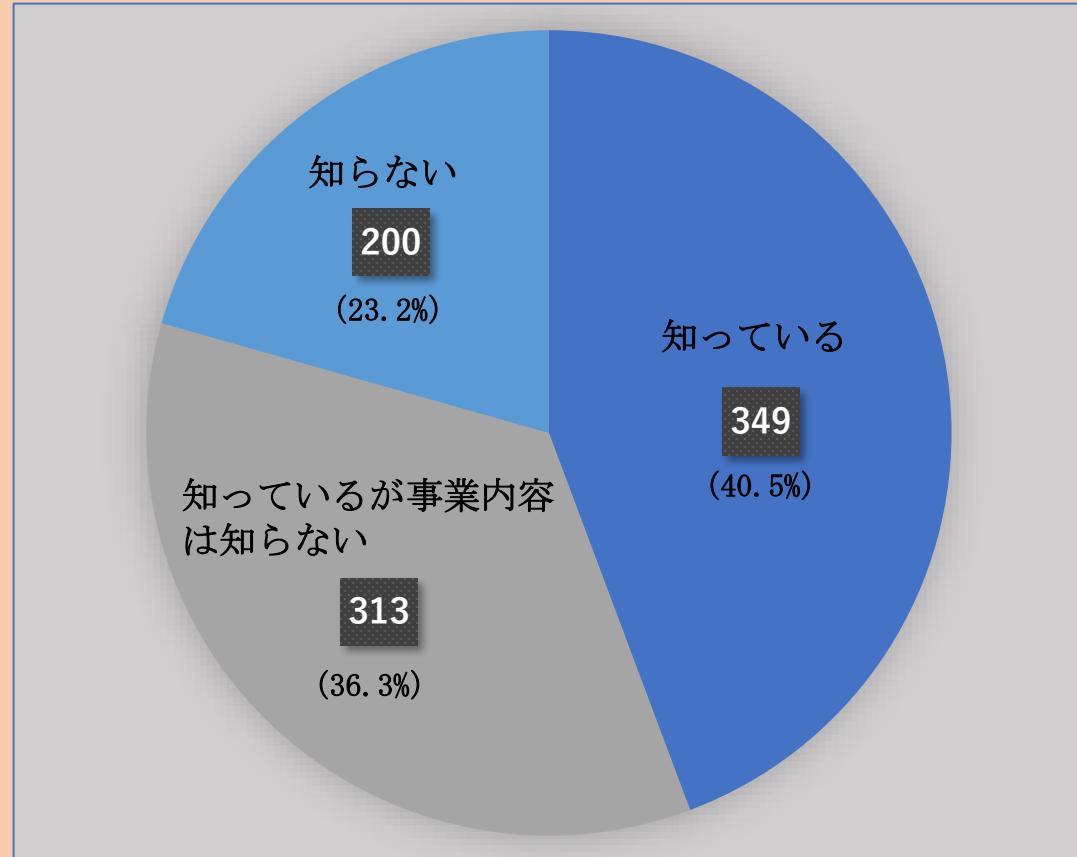
## 問2 暴力団対策法（暴対法）を知っていますか。

回答総数：865



## 問3 大分県暴力追放運動推進センター（暴追センター）を知っていますか。

回答総数：862



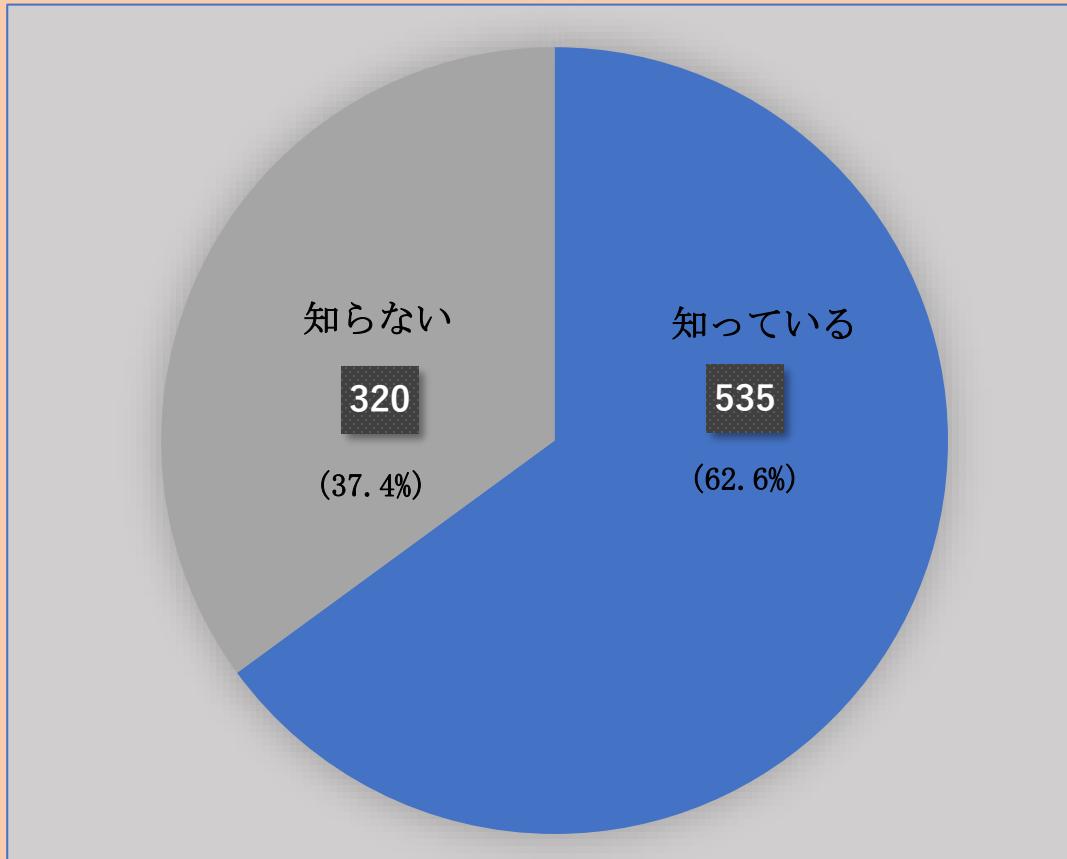
暴対法の認知度については、概ね「知っている」方が合わせて833人（96.3%）でした。

暴対法という法律については、多くの方が知っていることが分かりました。

当暴追センターの認知度については、概ね「知っている」方が合わせて662人（76.8%）でしたが、「知らない」と答えた方も200人（23.2%）いました。

問4 大分県暴力追放運動推進センター（暴追センター）では、暴力団に関する相談を受け付けていることを知っていますか。

回答総数：855



当暴追センターの相談窓口の認知度については、「知らない」と答えた方が320人（37.4%）で、3割超の方が知らないことが分かりました。

問5 過去3年以内に暴力団などの反社会的勢力から、金品の要求、機関紙の購読強要等の「不当な要求」「嫌がらせ」「脅し」などを受けたことがありますか。

回答総数：866

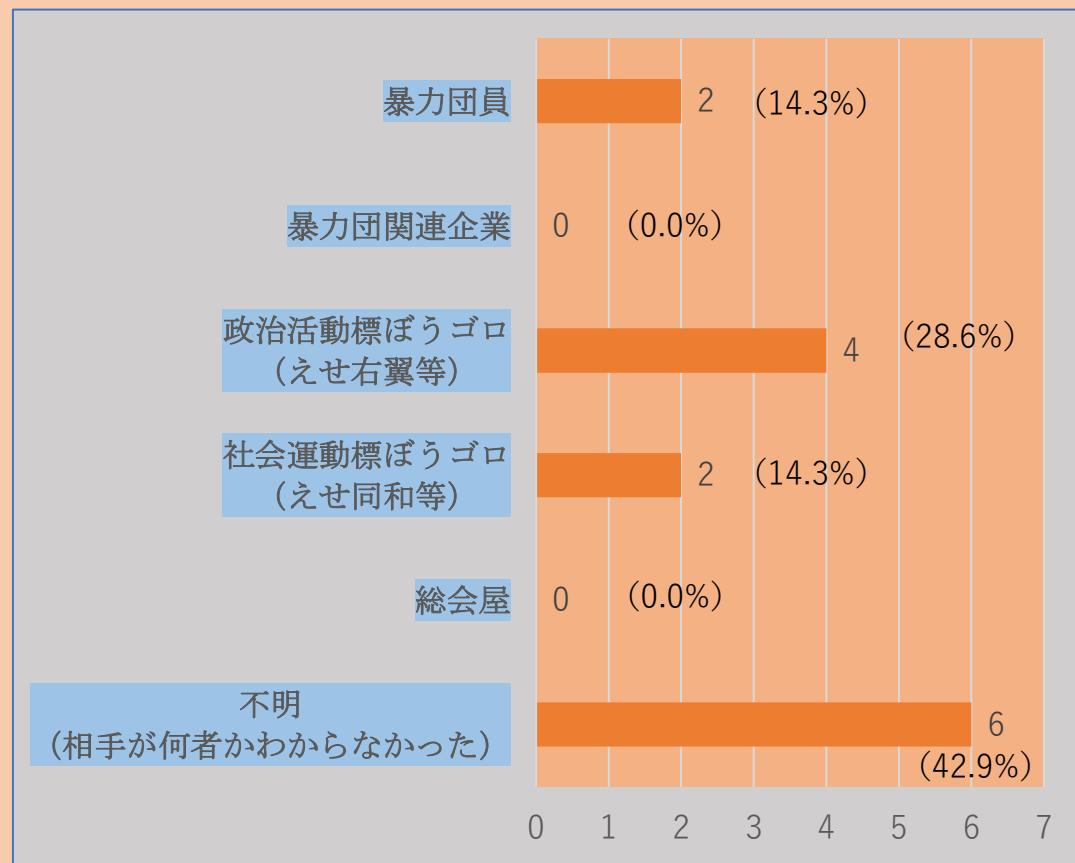


不当要求等を受けたことが「ある」と答えた方は13人（1.5%）でした。前年の調査結果でも23人（1.5%）の方が「ある」と答えています。

## 問6 相手は誰ですか（複数回答可）。

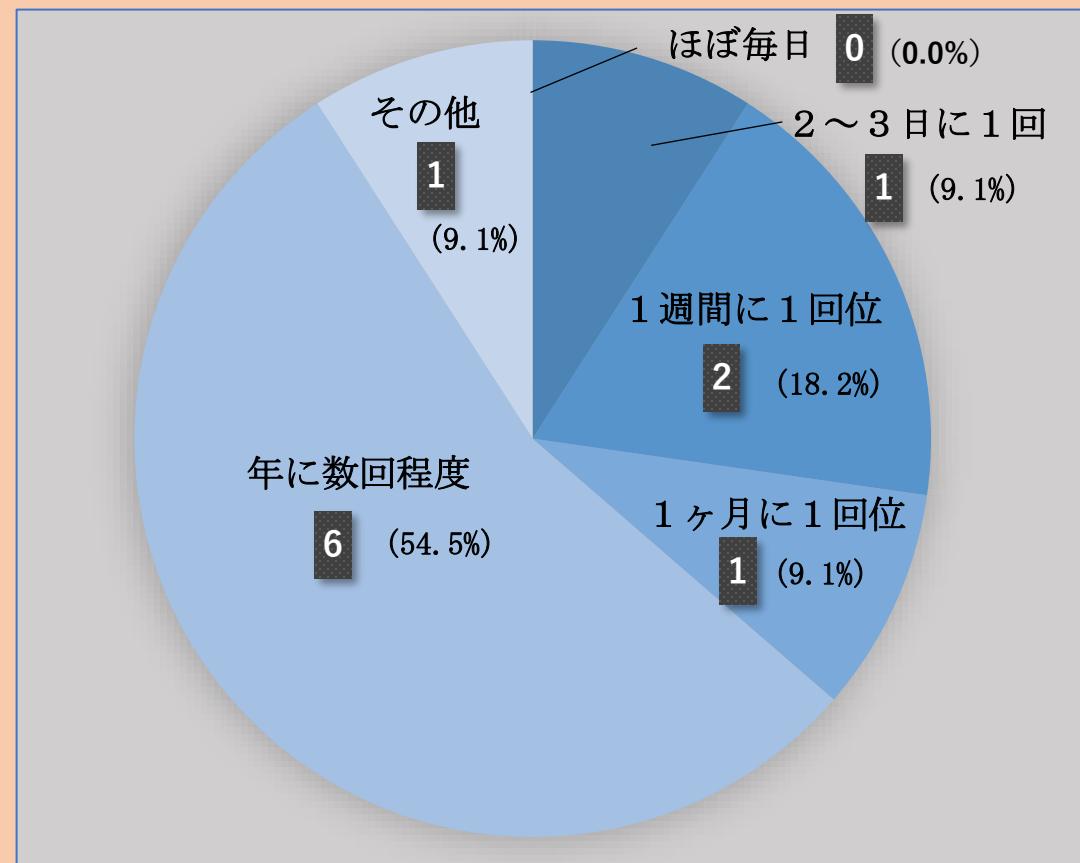
※問5で「ある」と答えた方は、問6～問6-10

回答総数：14



## 問6-1 不当要求を受けた際の対応頻度はどのくらいでしたか。

回答総数：11

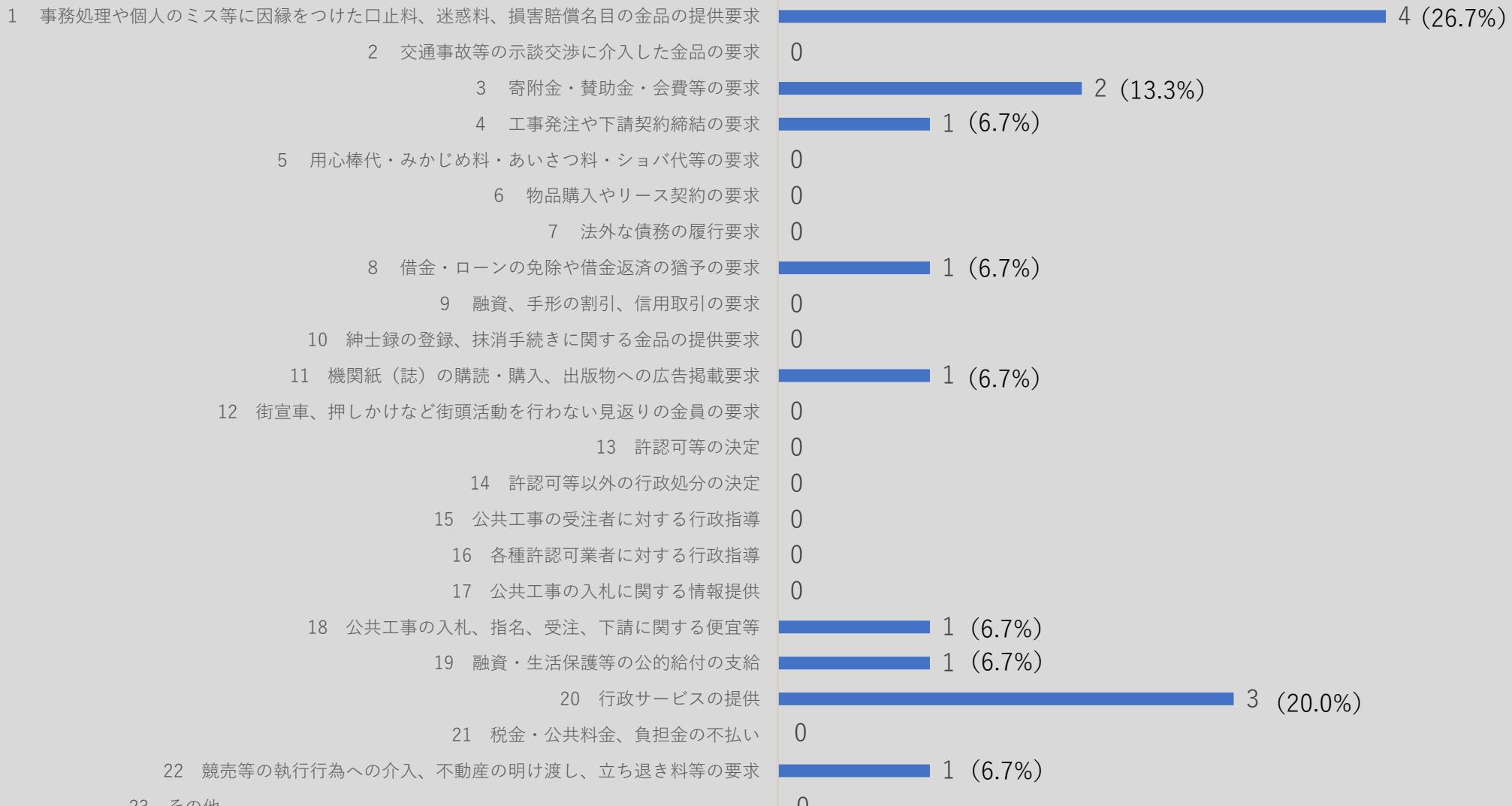


不当要求を受けた際の対応頻度については、「年に数回程度」が最も多く6人（54.5%）、次に「1週間に1回位」が2人（18.2%）、「2～3日に1回」、「1ヶ月に1回位」が各々1人（9.1%）等でした。

## 問6-2 不当要求の内容はどのようなものですか（複数回答可）。

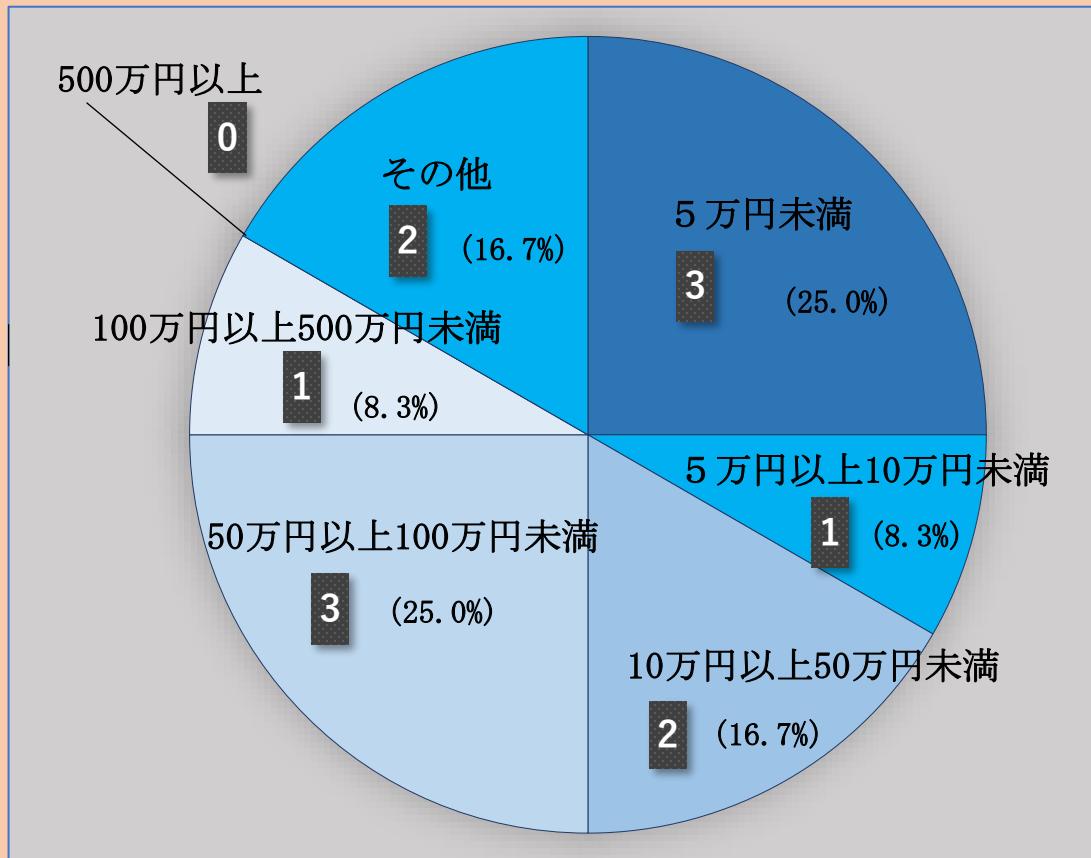
回答総数：15

回答件数



問6-3 要求された金額はいくらでしたか（複数回答可）。

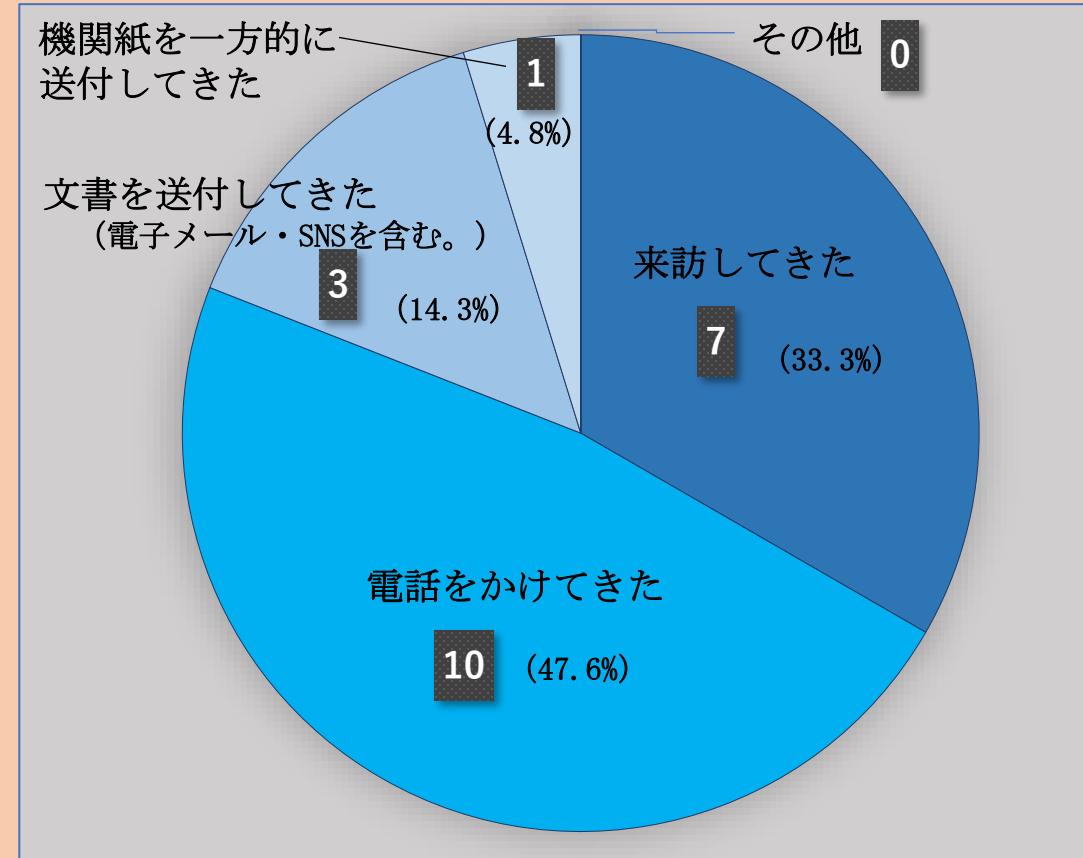
回答総数：12



要求された金額については、「5万円未満」と「50万円以上100万円未満」が3人（25%）と多く、「100万円以上500万円未満」も1人（8.3%）となっています。「その他」は「要求なし」などです。

問6-4 要求の方法はどのようなものでしたか（複数回答可）。

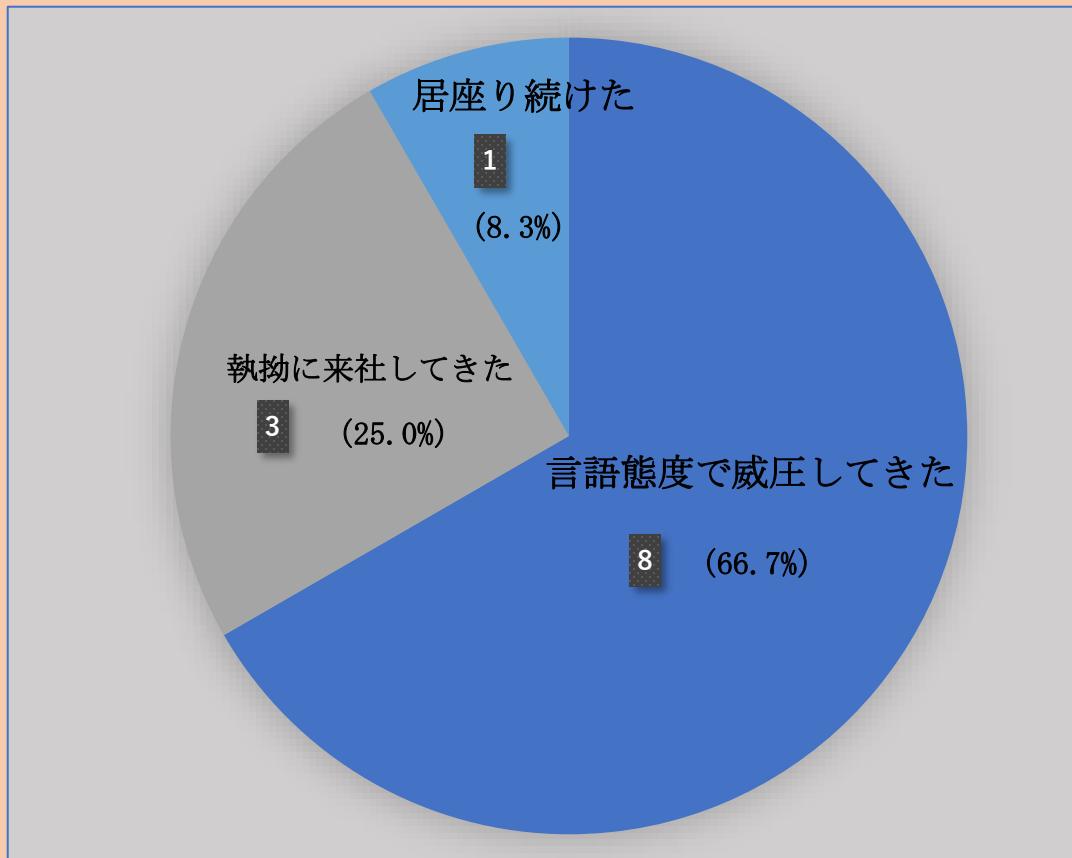
回答総数21



不当要求の方法としては、「来訪」と「電話」が多く、合わせて17人（80.9%）でした。機関紙や文書の送り付けは合わせて4人（19.0%）でした。

問6-5 脅しの方法はどのようなものでしたか。

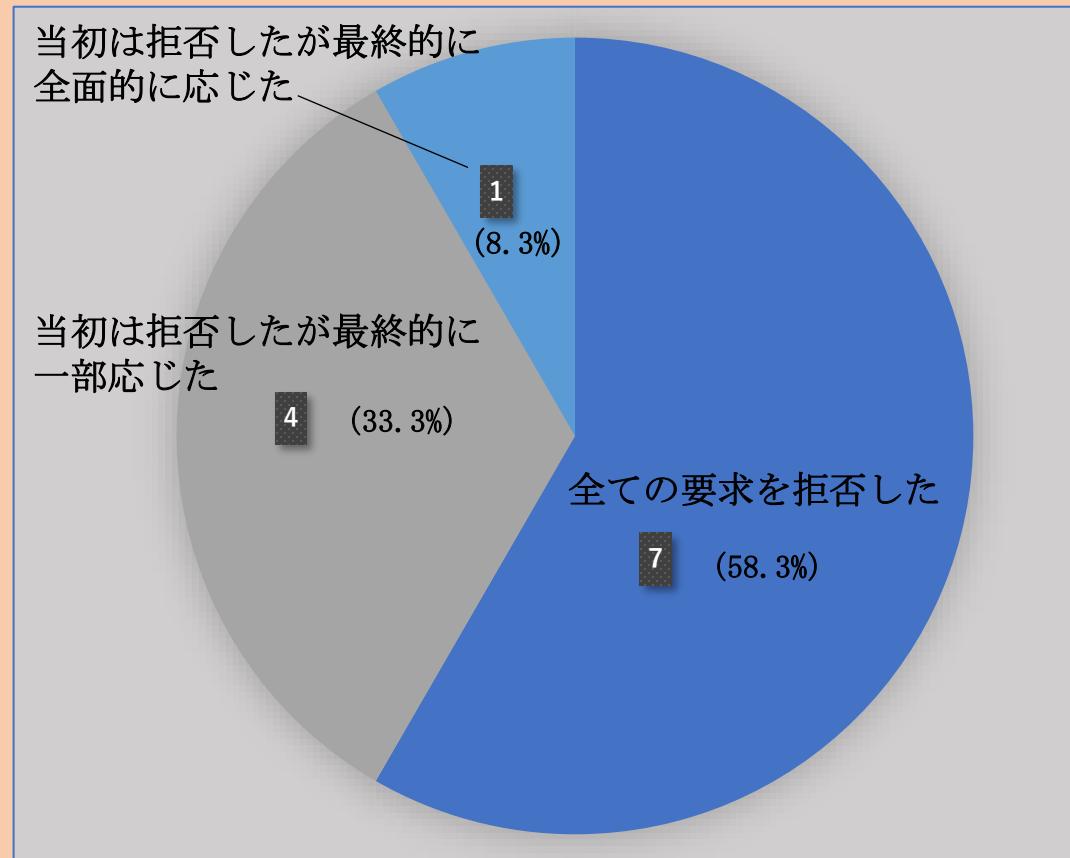
回答総数：12



脅しの方法については、「言語態度で威圧してきた」が8人(66.7%)を占め、次に「執拗に来所してきた」が3人(25.0%)、「居座り続けた」が1人(8.3%)でした。

問6-6 不当要求にどのように対処しましたか。

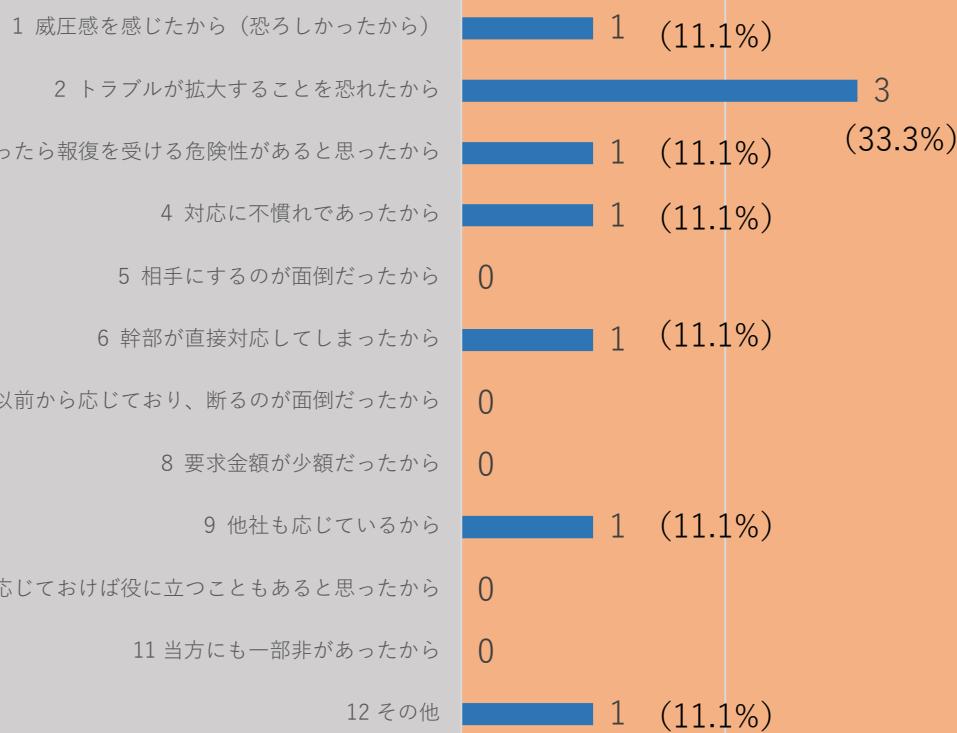
回答総数12



不当要求の対処方法については、「全ての要求を拒否した」が7人(58.3%)と最も多かった一方、「応じた」と答えた方が合わせて5人(41.6%)いました。

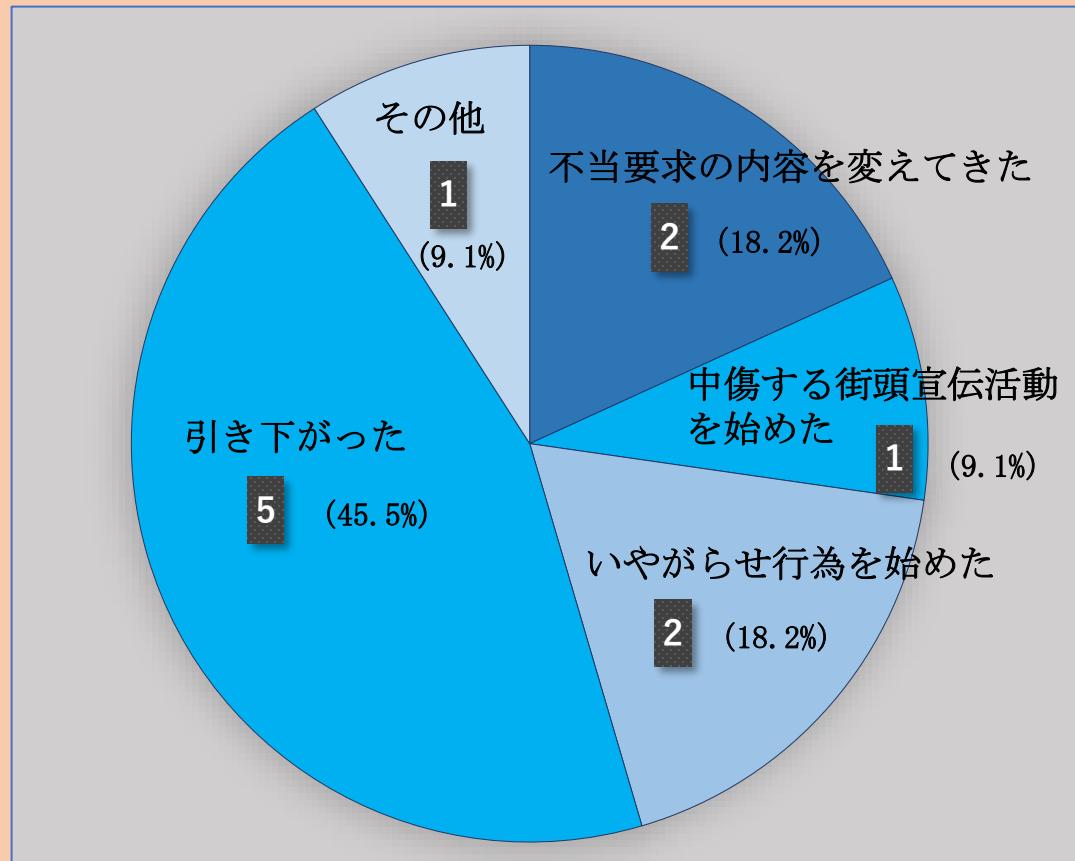
問6-7 不当要求に応じた理由は（複数回答可）。  
※問6-6で「全ての要求を拒否した」と回答した以外の人

回答総数：9



問6-8 不当要求を拒否したとき相手はどうしましたか。

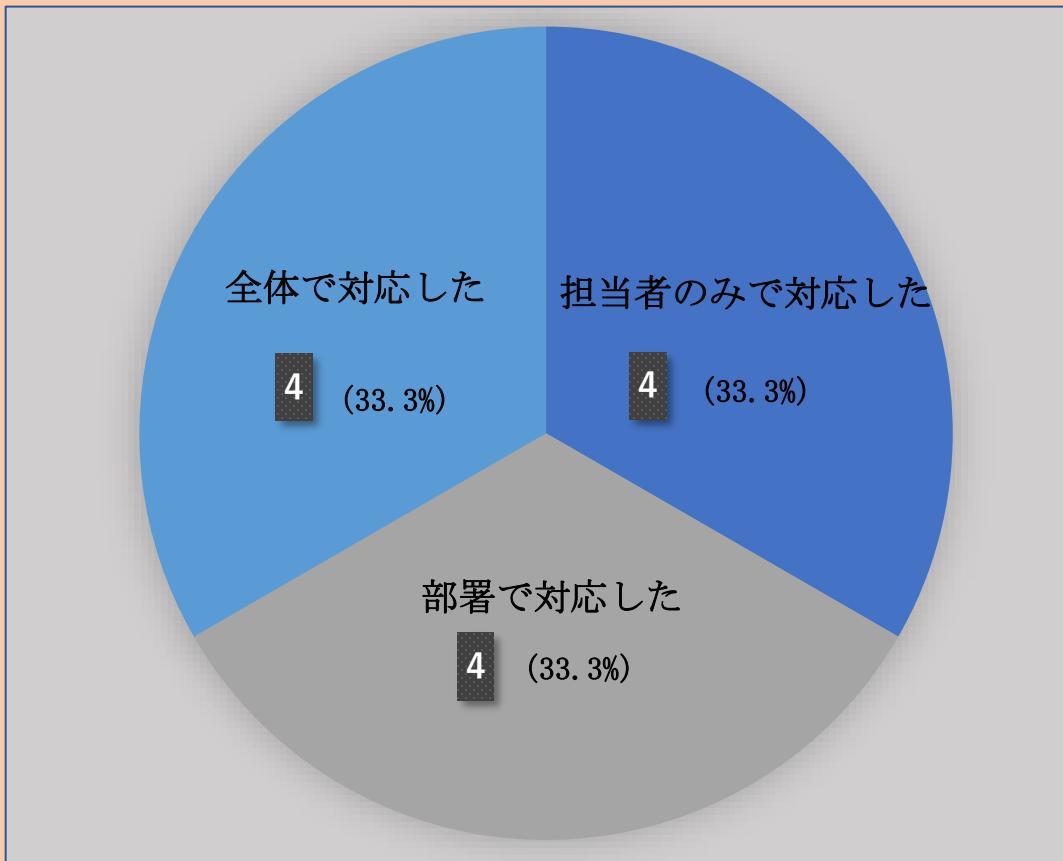
回答総数：11



不当要求を拒否した際の相手の行動については、「引き下がった」との行動が5人（45.5%）と最も多くなっています。

問6-9 対応時の体制はどうでしたか。

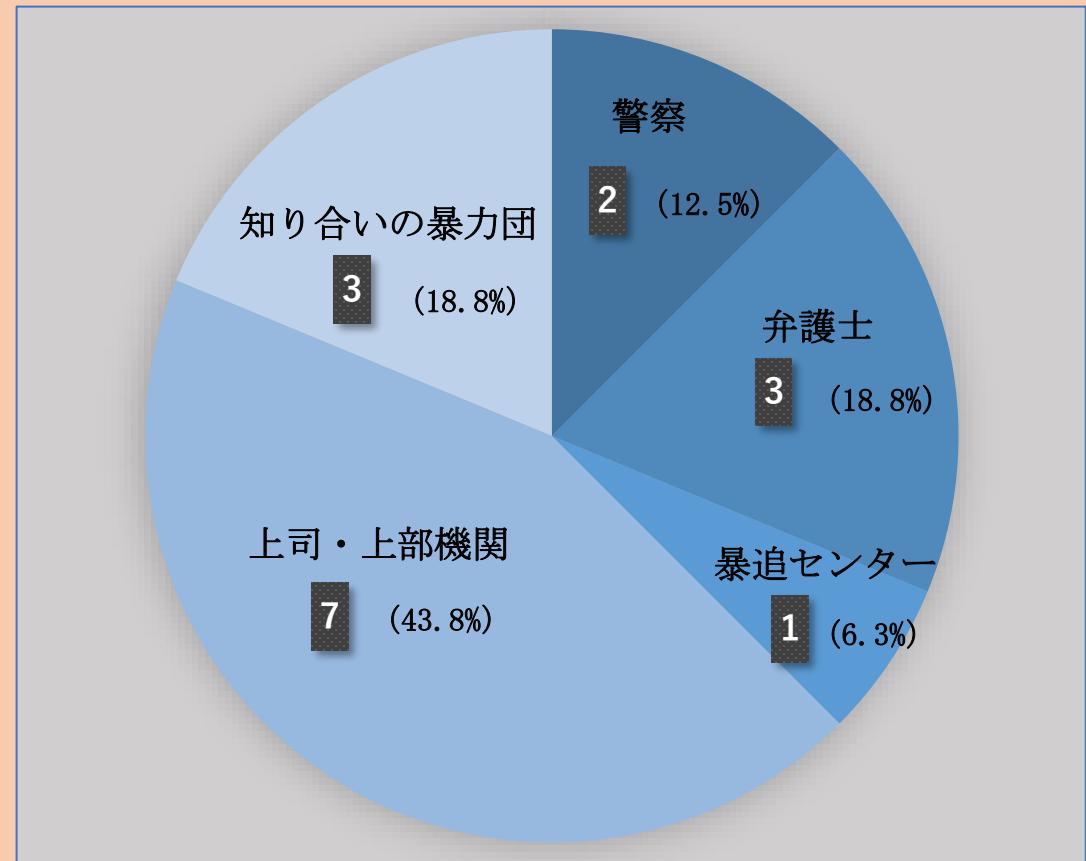
回答総数：12



不当要求への対応時の体制については、職場として「全体で対応した」が4人（33.3%）であった一方、「担当者のみ」や「部署」で対応したとの回答が、合わせて8人（66.6%）でした。

問6-10 不当要求があった際、誰に相談しましたか（複数回答可）。

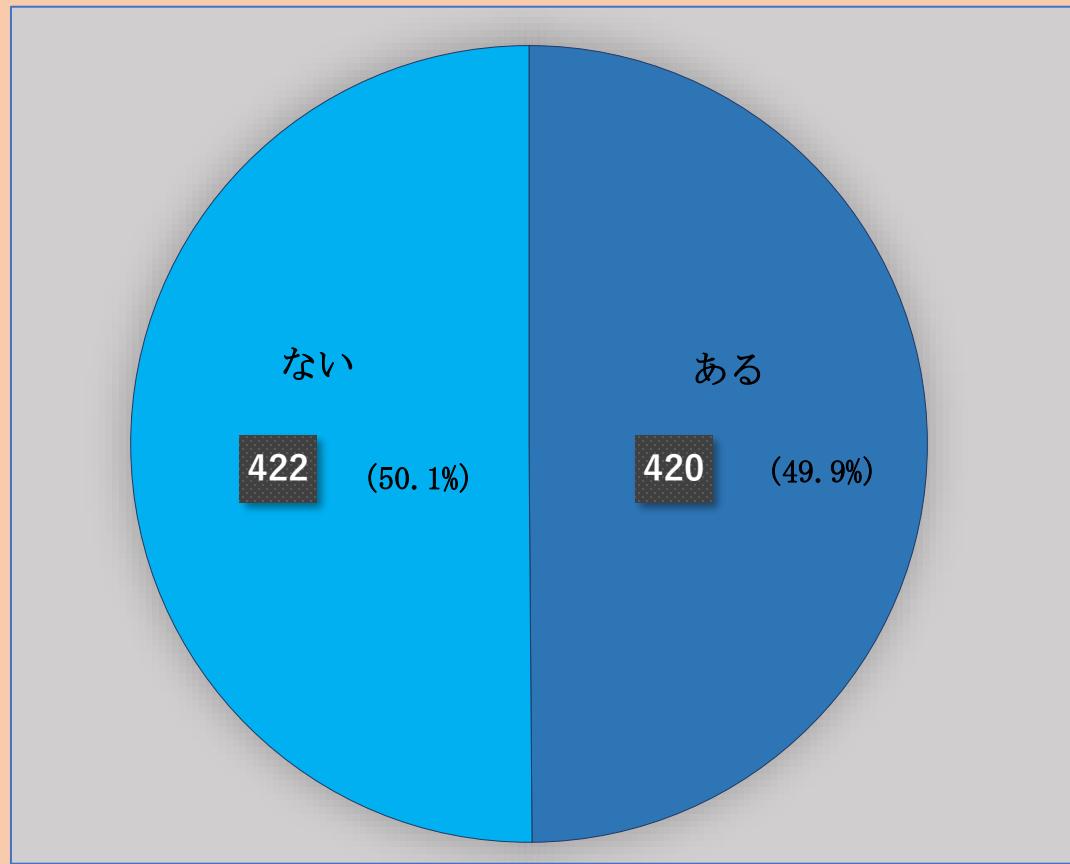
回答総数：16



不当要求があった際の相談先については、職場の「上司・上部機関」への相談が7人（43.8%）と最も多く、職場外の「警察」や「弁護士」、「暴追センター」の相談窓口については、合わせて6人（37.5%）の方が活用したと回答しています。

問7 今後不当要求防止対策に取り組む計画がありますか。

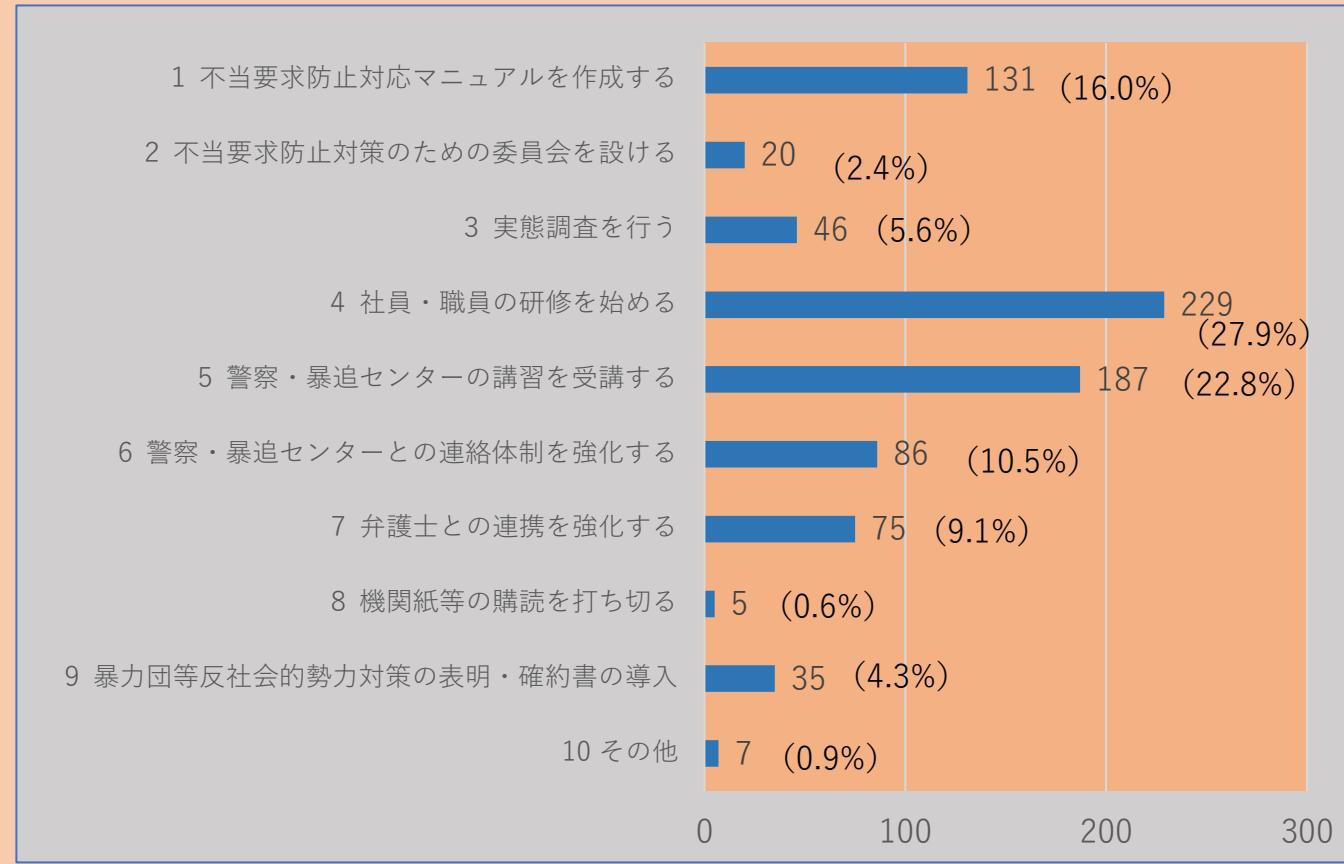
回答総数：842



今後、不当要求防止対策に取り組む計画が「ない」と答えた方が422人（50.1%）となっていますが、この回答には「すでに取り組んでいる」と答えた方、186人等が含まれています（問9参照）。

問8 不当要求防止対策はどうしますか（複数回答可）。  
※問7で「ある」と回答した人

回答総数：821

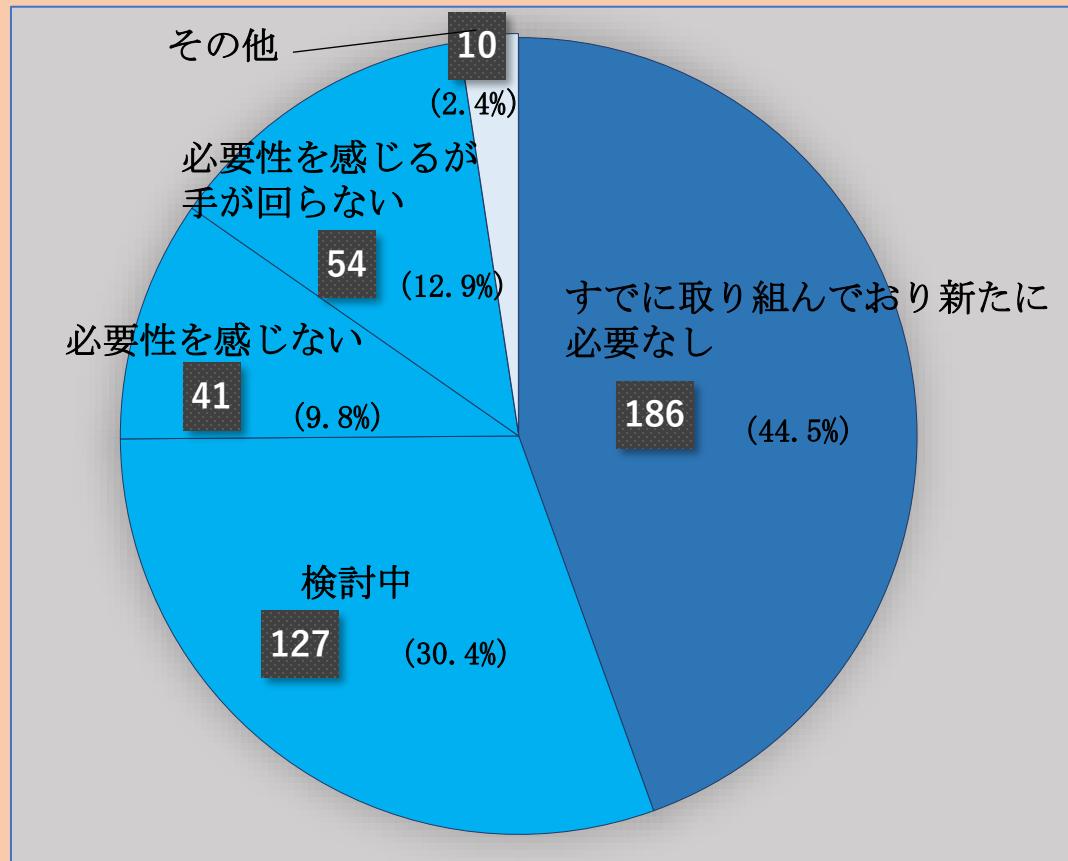


今後取組予定の不当要求防止対策については、社員・職員等に対する「4研修」や「5講習」の受講が合わせて416人（50.7%）となっており、次に「6警察・暴追センター」、「7弁護士」との連携が合わせて161人（19.6%）、「1対応マニュアルの作成」が131人（16.0%）と続いています。

### 問9 不当要求防止対策の取組予定のない理由は。

※問7で「ない」と回答した人

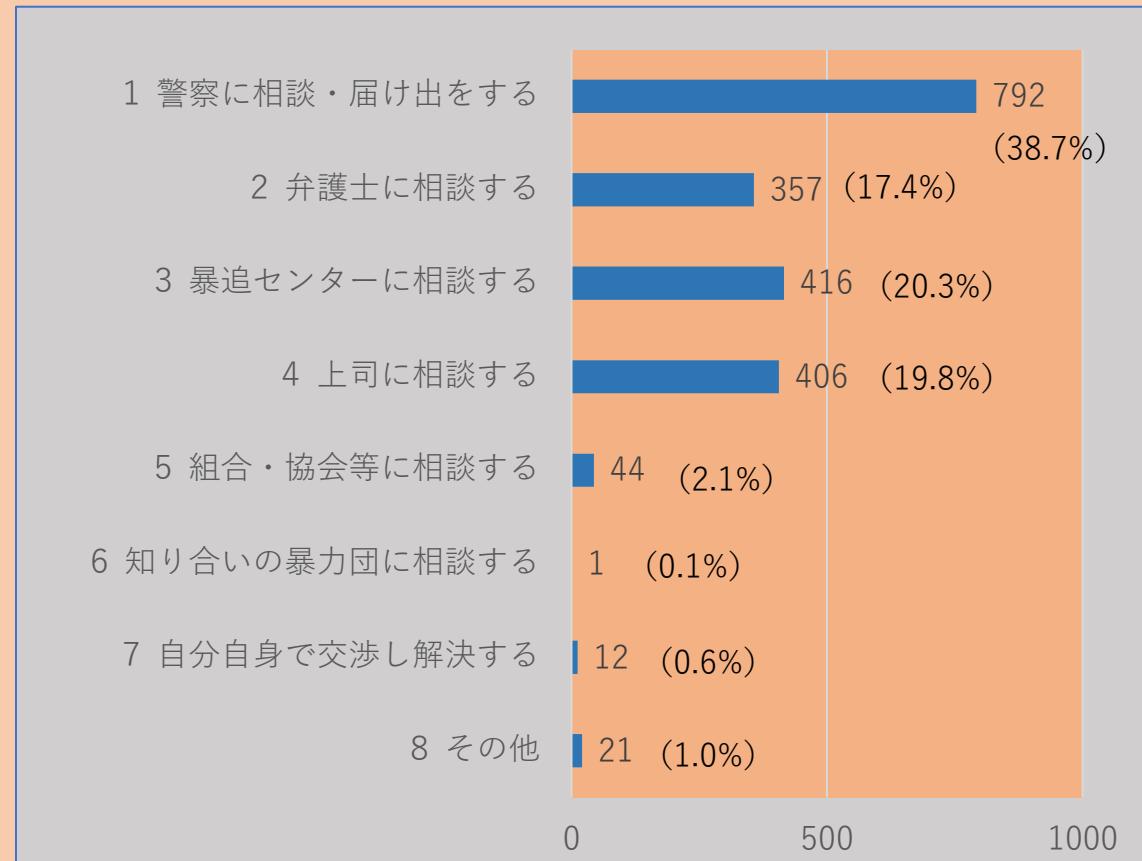
回答総数：418



不当要求防止対策の取組予定が「ない」理由については、「必要性を感じない」との回答が41人（9.8%）でしたが、それ以外の「すでに取り組んでいる」や取組を「検討中」などの回答が合わせて377人（90.2%）でした。

### 問10 今後、不当要求があった場合どのように対応しますか（複数回答可）。

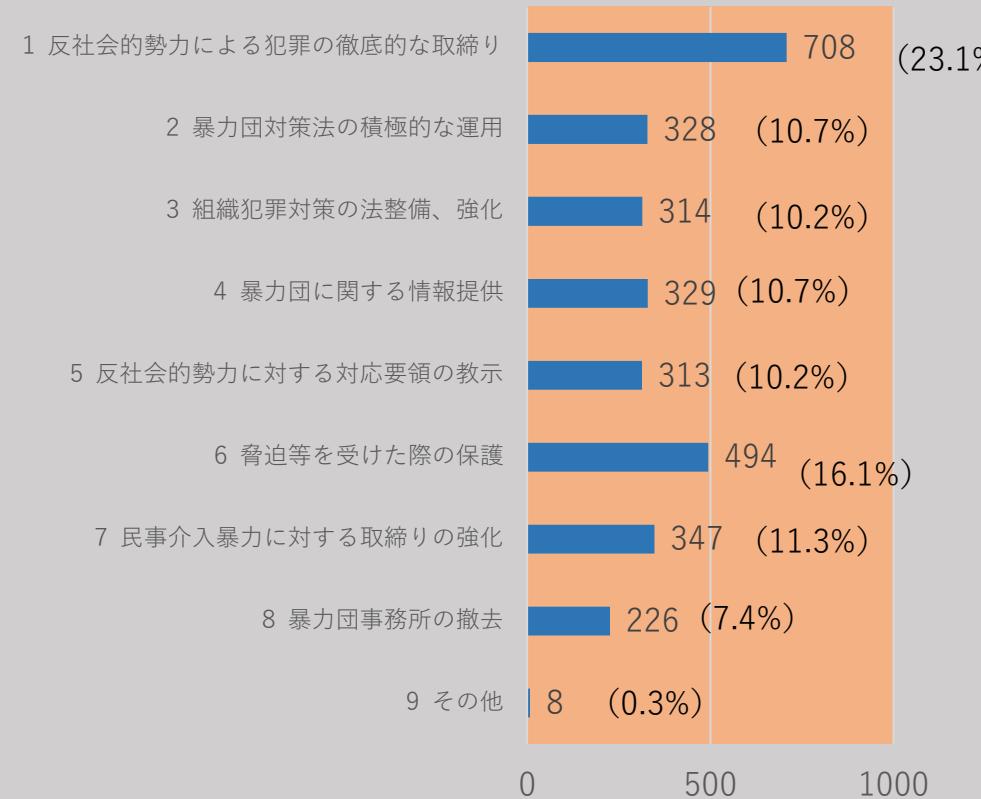
回答総数：2,049



不当要求があった場合の今後の対応については、「1警察に相談・届出をする」との回答が792人（38.7%）と最も多く、次に「3暴追センターに相談する」が416人（20.3%）と続いています。

問11 不当要求防止対策に関して警察に何を望みますか  
(複数回答可)。

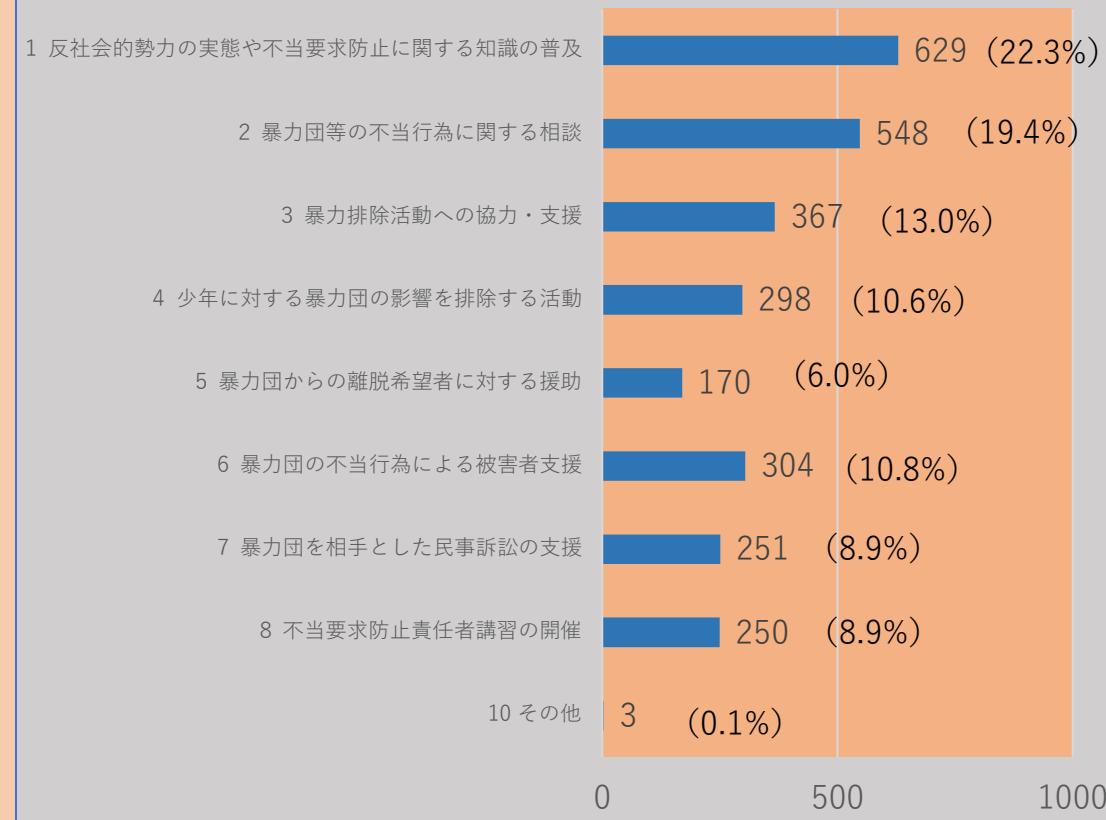
回答総数：3,067



不当要求防止対策に関して警察に望む活動については、「1反社会的勢力による犯罪の徹底的な取締り」が708人(23.1%)と最も多く、次に「6脅迫等を受けた際の保護」が494人(16.1%)と続いています。

問12 大分県暴力追放運動推進センターにどんな活動を期待しますか(複数回答可)。

回答総数：2,820



暴追センターに期待する活動については、「1反社会的勢力の実態や不当要求防止に関する知識の普及」が629人(22.3%)と最も多く、次に「2暴力団等の不当行為に関する相談」が548人(19.4%)と続いています。

## おわりに

本調査の結果から、暴力団等反社会勢力が県内の事業所に対して、事務処理のミス等に因縁をつけ迷惑料を要求したり、寄附金や賛助金を要求するなど、未だ様々な手口で不当な要求を行っていることが把握されています。

各事業所におかれましては、警察及び当暴追センターが行う不当要求防止責任者に対する責任者講習の内容や本調査結果をご参考にしていただくなどにより、こうした不当要求には決して応じることなく、お困りの際は、警察や当暴追センターの相談窓口を是非活用してください。

当暴追センターは、暴力団等反社会勢力の不当な要求による被害防止等を図るため、引き続き、企業訪問や責任者講習を通じた被害防止に係る情報提供や被害実態の把握をはじめ、各種広報啓発活動、相談活動等を積極的に推進するほか、警察、県弁護士会、関係機関・団体等との連携を強化し、もって「暴力のない、明るく住み良い大分県」の実現に努めてまいります。

## あなたの街の相談窓口

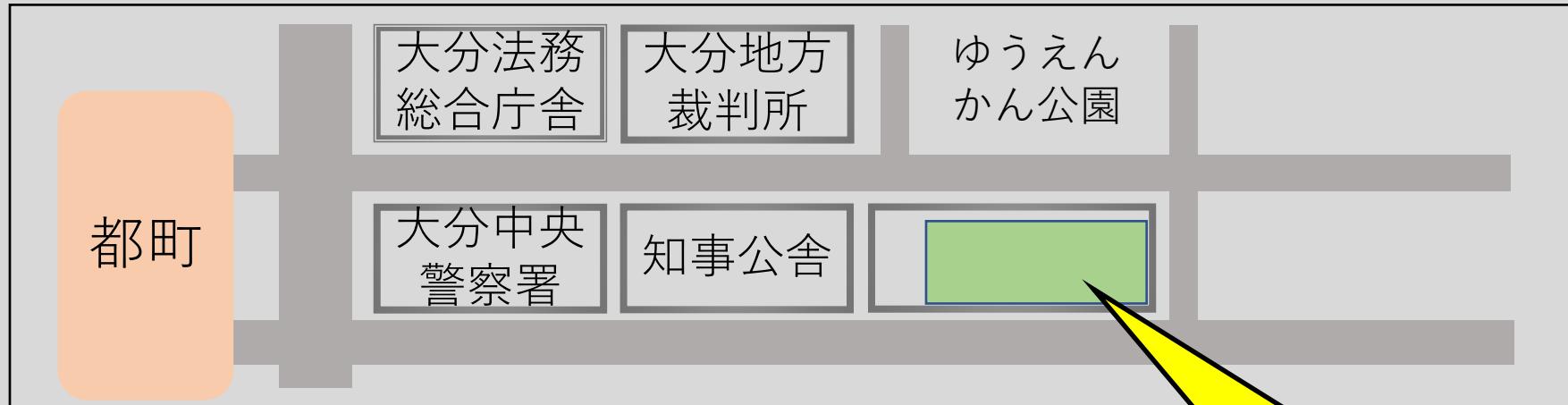
■ 公益財団法人  
〔所在地〕

### 大分県暴力追放運動推進センター

大分市荷揚町5番36号 大分県警察本部庁舎別館

サアーヨナオシ

暴力相談電話 097-538-4704  
FAX 097-536-6110



- 暴力団に関するお困りの方はまずご相談ください。
- 秘密は厳守します。
- 相談は無料です。

大分県警察本部庁舎別館

■ 大分県警察本部刑事部組織犯罪対策課

ミナサン110バン

暴力相談コーナー 097-537-3110